

津野町版体験博ホームページ等制作委託業務 公募型プロポーザル審査要領

津野町版体験博ホームページ等制作委託業務公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1. 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「津野町版体験博ホームページ等制作委託業務公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

2. 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目及び審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- 【1】企画提案（配点75点）
- 【2】実施計画・工程表（配点10点）
- 【3】類似業務の実績（配点5点）
- 【4】経費見積り（配点10点）

3. 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づき、津野町版体験博ホームページ等制作委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別途定める「審査基準」に基づき各方面から総合的に審査を行う。

審査委員会開催日程・場所

日程：令和7年8月上旬（予定）

場所：津野町役場本庁舎

4. 審査の方法

(1) 審査

- ① 審査は、実施要領に基づき、参加表明書を提出された提案者の企画提案書等及び見積りの審査及び評価を行う。
- ② 各審査委員は、（別表）「審査基準」に基づいて審査を行う。
- ③ すべての審査が終了し、各審査委員の審査結果を集計後、最優秀企画提案者と次点者を決定する。評価点の合計が、満点の2分の1（最低基準）に満たないときは失格とする。最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積りが安価な者から順に候補者と次点者を選定する。なお、参加者が1者の場合は、最低基準を超えた場合のみ最優秀企画提案者とする。

- ④ 最優秀企画提案者に本事業の優先交渉権を与え、契約に向けた交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点の者と交渉を行う。

(3) 審査結果の発表

審査結果については、令和7年8月上旬（予定）までに、すべての参加者に文書を送る。